

新座市告示 392号

新座市介護資格等取得費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年11月29日

新座市長 並 木 傑

新座市介護資格等取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護サービスの提供に係る資格等の取得に必要な研修を修了した者又は当該研修の費用を負担した事業者に対して新座市介護資格等取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等 次のアからキまでに掲げる事業又は施設のいずれかを運営する事業所をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業

ウ 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設

エ 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

オ 法第8条第29項に規定する介護医療院

カ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

キ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業

(2) 初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修をいう。

- (3) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に規定する介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することを目的とした文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う研修をいう。

（対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次のア及びイに掲げる要件に該当する者

ア 市内の介護施設等に現に勤務する者であること。

イ 初任者研修又は実務者研修（以下「研修」という。）を修了した者であって、当該研修を修了した日から起算して3か月を経過する日までの間継続して市内の介護施設等に勤務するもの（1週間当たりの所定労働時間が20時間（実務者研修を修了した者にあっては、30時間）以上の場合に限る。）であること。

- (2) 市内の介護施設等を運営する者であって、前号に掲げる要件に該当する者が受講した研修に係る費用を負担したもの

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体等において、この告示による補助金と同種の補助金等の交付を受けている者は、補助金の交付を受けることができる者としなない。

（対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次項、次条第1項及び第6条第1号において「対象経費」という。）は、研修に係る受講料、テキスト代及び実習代とする。

2 前項の規定にかかわらず、研修の補講等に係る費用は、対象経費としなない。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、対象経費として現に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の研修ごとに、当該研修を修了した者1人につき1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新座市介護資格等取得費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写しその他の対象経費の支払が確認できる書類
  - (2) 研修の修了証明書の写し
  - (3) 介護施設等に勤務していることを証する書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市介護資格等取得費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告)

第9条 補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者から必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、いきいき健康部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月1日以後に修了した研修について適用する。